# 住民等への普及啓発・広報等(平時)

## 【基本的事項】

- 災害時においては、生活ごみ・粗大ごみ等の排出 方法に対する住民の混乱が想定され、市町村では、 そうした通常と異なる排出・処理方法に対する住民 からの苦情への対応に追われることが想定される。
- 住民等(住民、事業者、NPO、ボランティア含む) への災害対策を検討するとき、情報伝達とコミュニ ケーションは、災害対応の循環体系全般にかかわり、 被害量の増減に影響する重要項目である。 そのため、災害が発生する前に、耐震化を勧める等の 被害抑止や、被害軽減のための事前準備の普及・啓発

Disaster (災害発生) Prediction& Early Warning Damage Assessment (災害予知と早期警報) (被害評価) Response (災害対応) Mitigation (被害抑止 Recovery (Reconstruction) (復旧・復興) Preparedness Infoemation & (被害軽減のための Communication 事前準備) (情報・コミュニケーション) 事業を実施し、災害廃棄物減量に導くことも重要である。

図 1 災害対応の循環体系 (Disaster Life Cycle)

## 【災害時の廃棄物分別・処理に関する普及啓発・広報】

住民等に処理フローを事前に周知することが、迅速な分別・資源化・処理に寄与する。しかし、災 害という緊急事態においては、計画通り遂行されない部分が多い。被害の状況に応じて実行可能性を 鑑みて柔軟に優先順位をつける必要性が出てくる。このような理解を十分に共有し、深めておく必要 がある。そこで、以下の事項について住民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的に実施すること が望ましい。

災害廃棄物の収集方法(戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物・ フロン含有廃棄物の排出方法等)

住民が持込みできる仮置場(場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載)

仮置場候補地

便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

災害時には、大きく分けて生活ごみ、避難ごみ、片付けごみ等の災害廃棄物、し尿が出ることが考 えられ、それぞれの対応を理解しなければならない。

生活ごみ、避難ごみについては、通常の分別・排出方法を踏襲する方が迅速な対応がなされると考 えられる。しかし、し尿を含め、災害の種類や規模によって通常と異なる分別・排出・収集方法が適 正な可能性があることを周知しておく。

災害廃棄物は、様々なものが大量に混合状態と

表 1 災害廃棄物早見表

なって排出される。住民には、示す災 害廃棄物早見表などを用いて、事前に 排出される廃棄物を把握し迅速かつ 3R (リデュース・リユース・リサイ クル)に即した災害廃棄物処理が、 被災地の復旧・復興を早めることを 理解してもらう。

	必ず分別して、梱包・ラベリングするもの		
	アスベスト含有	PCB含有トランス	注射針等の医療系廃棄物
	建材等	コンデンサ等	刃物などの鋭利な物
	安全面・衛生面などから分別するもの		
	ボンベ、	消火器,堆積物(ヘドロ)	蛍光灯·電池
	灯油(ストーブ)等	/日八品,产工1月10(111日)	スプレー缶等の廃棄物
	リユース・リサイクルや今後の処理の為に分別するもの		
	自動車	家電リサイクル法対象製品	コンクリートがら
	原付自転車	(洗濯機、冷蔵庫、	アスファルトがら
	船舶	冷凍庫、エアコン、テレビ)	土砂
	אניו בוניו	マネ岸、エノコン、ナレビ)	タイヤ
	木材・木〈ず	畳・マットレス等	金属〈ず
	廃棄ではな〈保管 位牌、アルバム、PC、携帯電話等、所有者等の個人にとって価値のあるもの		

【技 25-1】

## 【災害廃棄物減量に関する普及啓発・広報】

災害予防(被害防止・被害軽減)の対策を進めることで、被害の抑止力を高め、被害を防ぎされなかった場合においても最小限にとどめ、被害を受けた場所を早期回復させることが可能になる。以下に災害予防の例を示す。

## (1) 構造物耐震化の普及啓発

耐震化により家屋の倒壊を防ぐことにより災害廃棄物の発生量を減らすことが該当する。他に、構造物耐震診断事業、耐震化改修助成金制度、耐震化普及啓発事業の充実と広報を進めるなどがある。

## (2) 自助・共助で災害廃棄物減量につながる取り組み

有害物質の所在を明確化しておき、その施設が被害を受けた場合には早急に対応する体制を整備しておくことが該当する。他に、家具転倒防止、防災自主組織支援、防災インストラクター登録制度、防災協力事業者登録制度、防災出前講座等の事業及び広報を行うなどがある。

## 【住民等への情報伝達方法】

住民等への情報伝達は、公共通信媒体(テレビ、ラジオ、新聞等)を通じて行うほか、チラシ、貼り紙、インターネット、広報宣伝車等、複数の媒体を同時に利用して周知することが望ましい。

情報伝達方法 内訳

デジタル媒体 インターネット(自治体ホームページ、防災情報ポータルサイト等)、災害廃棄物処理計画や住民向け概要版の公開

アナログ媒体 紙媒体:市区町村広報誌、防災ハンドブック、パンフレット掲示物:ポスター、各種掲示板
マスコミ 新聞、テレビ、ラジオ
普及啓発講座 学校、事務所、自治会等への防災行事講演会、防災訓練等
その他 防災リーダーの育成、ボランティアを通じた広報、SNS等

表 2 情報伝達方法

#### 出典:

千葉県:千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針(2005年3月)

神戸市:防災対応マニュアル

## 参考URL:

総務省:災害時における衛星インターネットの利活用に関する調査検討 第3章 災害時における情報伝達と通信手

段(http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/chosa/eisei\_inet/pdf/chap03.pdf#search)